

(平成22年9月29日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認釧路地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年2月から46年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和22年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年11月から46年6月まで

私は、20歳のころから母親が経営していた雑貨店を手伝っており、母親が、「店を手伝っている間は保険料を払ってやる。」と言っていたことを記憶しており、母親がA市役所B支所で加入手続きをするとともに、店の売上金の中から二人分の保険料を納付していたはずであり、申立期間が未加入・未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の保険料を納付したとする申立人の母親は、昭和45年2月に国民年金に任意加入し、60歳となる46年\*月まで国民年金保険料を納付済みであり、うち13か月は付加保険料を納付していることから、申立人の母親の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、当時同居していた申立人の妹は、「兄は母親と二人で雑貨店を営んでおり、母親が兄を国民年金に加入させ、二人分の保険料を納付していた。」と供述しているほか、申立人が供述する国民年金への加入手続きの状況や保険料の納付方法等は当時の客観的事実に符合しており、申立内容に不自然さは見られない。

さらに、オンライン記録によると、申立人の母親は、昭和45年10月から46年10月までの期間について付加保険料を納付していることが確認できるが、存在するはずの被保険者台帳が存在しないことから、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがえる。

一方、申立人及び申立人の妹ともに、「母が二人分の保険料を納付していた。」旨の供述をしているところ、申立期間のうち、昭和42年11月から45年1月までの期間については、保険料を一緒に納付していたとする申立人の母親も未加入期間となっており、このほか、当該期間の保険料を

納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 45 年 2 月から 46 年 6 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成4年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月から同年3月まで  
学生であった平成3年4月に、両親の勧めで国民年金に加入し、申立期間も含めてすべて納付しているはずなので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立人は申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて現年度納付していることから、申立人の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、申立人は、「私は申立期間の前後を通じ大学のあるA市に在住していたが、国民年金の加入後、しばらくの間はB町に在住する実家の父親が納付し、その後は、A市に在住していた自分で納付した。」旨の供述をしているところ、行政記録により、申立人は4年1月に住民票をB町からA市へ異動していることが確認でき、申立人の供述と符合するほか、申立期間直後の4年4月以降、共済組合に加入する直前の平成5年3月までの保険料を現年度納付している申立人が、生活上の変化は特段無いにもかかわらず、申立期間の保険料だけを納付しない事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年3月  
② 昭和51年4月から52年3月まで  
③ 昭和52年12月から53年3月まで  
④ 平成3年1月から同年3月まで  
⑤ 平成5年5月から6年3月まで  
⑥ 平成7年2月及び同年3月

私は、昭和44年ごろ結婚し、A町役場で国民年金加入手続を行い、申立期間①の保険料を納付したと思う。B町に引っ越した後の申立期間②及び③は、役場職員が自宅に集金に来て、主に私が夫婦の保険料を納付していた。申立期間④、⑤及び⑥については、役場職員の集金のほか、金融機関で夫婦の保険料を納付しており、申立期間について未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、同手帳記号番号払出簿により、昭和45年9月に払い出されていることが確認でき、このころ加入手続をしたものと推察されることから、申立期間①については過年度納付することが可能であるほか、オンライン記録によると、申立人は、19歳から申立期間①直前まで厚生年金保険に加入し、申立期間①直後の同年4月からは国民年金保険料を納付していることを踏まえると、申立期間①の保険料を納付したと考えても不自然ではない。

一方、申立期間②、③、④、⑤及び⑥について、申立人は、申立人の夫の分と一緒に保険料を納付していたとしており、オンライン記録及びB町が作成した被保険者名簿により保険料の納付日が確認できる期間については、夫婦の納付日はおおむね同一であることから、基本的に夫婦一緒に保

険料を納付していたものと考えられるところ、申立期間②、③、④、⑤及び⑥は、一緒に納付していたとする申立人の夫についても、同様に保険料の未納期間となっている。

また、夫婦一緒に納付していたとする申立期間は5回に及び、特に申立期間②及び③、申立期間⑤及び⑥はそれぞれ近接しており、いずれの機会においても関係行政機関が事務処理を続けて誤ることは考え難い。

さらに、申立期間②、③、④、⑤及び⑥について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間②、③、④、⑤及び⑥の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和45年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年10月から43年3月までの期間及び43年8月から44年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年4月から43年3月まで  
② 昭和43年8月から44年3月まで

申立期間当時、私は家業の農業に従事していたが、申立期間当時の国民年金については、父が加入手続きし、納付してくれていたはずなので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料を納付していたとする当時同居していた申立人の父親は、昭和36年4月から60歳になる51年\*月までの期間、国民年金に加入しており、その加入期間に未納がないことから、申立人の父親の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の記号番号を持つ任意加入被保険者の資格取得年月日から、申立人は昭和45年1月ごろに加入手続きしたものと推察され、そのころに加入手続きしたとすれば、申立期間①のうち昭和42年10月から43年3月までの期間及び申立期間②の保険料は過年度納付が可能であることから、納付意識の高かった申立人の父親は、申立人の保険料を過年度納付したと考えることも不自然ではない。

さらに、申立期間中の昭和44年1月から同年3月までの期間について、オンライン記録及びA町が作成した申立人の被保険者名簿では未納と記録されているものの、被保険者台帳によると納付済みとされていることが確認できるほか、オンライン記録で納付済みと記録されている昭和43年4月から同年7月までの期間についても、被保険者台帳では未納と記録されていることが確認できることから、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがえる。

一方、上記のとおり、申立人は昭和 45 年 1 月ごろに加入手続したものと推察されることから、この時点では、申立期間のうち昭和 41 年 4 月から 42 年 9 月までの期間の保険料は時効のため納付できなかったものと考えられるほか、申立人の父親が申立人の当該期間の国民年金保険料を特例納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、特例納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 42 年 10 月から 43 年 3 月までの期間及び 43 年 8 月から 44 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年4月から39年3月まで  
② 昭和51年4月から52年3月まで  
③ 昭和52年12月から53年3月まで  
④ 平成3年1月から同年3月まで  
⑤ 平成5年5月から6年3月まで  
⑥ 平成7年2月及び同年3月

20歳になったころ、国民年金の加入手続きを行い、申立期間①の保険料は、父親が同居家族の分を含めて納付していた。結婚しA町に引っ越した後の申立期間②及び③は、役場職員が自宅に集金に来て、主に妻が夫婦の保険料を納付していた。申立期間④、⑤及び⑥については、役場職員の集金のほか、私が金融機関で夫婦の保険料を納付しており、申立期間について未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の国民年金保険料を納付していたとする当時同居していた申立人の父親は、昭和36年4月から60歳になる46年\*月までの期間、国民年金に加入しており、その加入期間に未納がないことから、申立人の父親の納付意識は高かったことがうかがわれるほか、申立人と同居していた申立人の両親は申立期間①において納付済みであることを踏まえると、申立人の父親は、申立人の申立期間①に係る国民年金保険料を納付していたと考えるのが自然である。

一方、申立期間②、③、④、⑤及び⑥について、申立人は、申立人の妻の分と一緒に保険料を納付していたとしており、オンライン記録及びA町が作成した被保険者名簿により保険料の納付日が確認できる期間については、夫婦の納付日がおおむね同一であることから、基本的に夫婦一緒に保

険料を納付していたものと考えられるところ、申立期間②、③、④、⑤及び⑥は、一緒に納付していたとする申立人の妻についても、同様に保険料の未納期間となっている。

また、夫婦一緒に納付していたとする申立期間は5回に及び、特に申立期間②及び③、申立期間⑤及び⑥はそれぞれ近接しており、いずれの機会においても関係行政機関が事務処理を続けて誤ることは考え難い。

さらに、申立期間②、③、④、⑤及び⑥について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間②、③、④、⑤及び⑥の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和38年4月から39年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から同年9月までの期間及び58年4月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和31年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和57年4月から同年9月まで  
② 昭和58年4月から同年12月まで

昭和57年に大学を卒業し、就職後、虫歯の治療をした58年4月から12月の間に、無保険であることに気が付き、国民健康保険と一緒に国民年金へ加入手続をして申立期間の保険料を支払ったはずであり、未加入・未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳には、国民年金に関して、「初めて被保険者となった日」として「昭和59年1月1日」の記載が確認できるところ、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の記号番号を持つ任意加入被保険者の資格取得年月日から、申立人は昭和61年3月に加入手続し、資格取得日を過年度納付が可能である59年1月まで遡ったものと推察されることから、申立期間は未加入期間であり、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の手帳記号番号が払い出されていなければならないが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された事実は確認できず、払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の申立期間における保険料の納付額等の記憶も曖昧であり、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。